【毒物劇物販売業】登録申請に関する手続き(那覇市保健所)

令和7年2月

- ●毒物劇物を販売し、又は授与する業務を行う者は、営業所ごとに店舗の所在地の都道府県知事(保健所設置市の場合は市長)に販売業の登録申請を行わなければなりません。
- ●開設者の変更、店舗の移転(同一敷地内、同一ビル内の移転も含む)及び全面改築の場合も新規登録の手続きが必要になります。
- ●登録には審査及び検査日数を要しますので、事前に保健所へご相談下さい。

【根拠法令】

毒物及び劇物取締法第4条第2項、同法施行規則第2条第2項

【許可までの流れ】

申請書提出 → (検査の日程調整 → 検査) → 登録 → 登録証の受取 → 開設 ※伝票販売の場合は、カッコ内は省略

【提出書類等】(各1部提出。)

用意部数:1部(控えが必要な場合は、加えて必要部数を持参。控え用はコピーでも可)

- 1. 毒物劇物販売業登録申請書(別記第2号様式)
- 2. 店舗見取り図(場所を表す地図)
- 3. 店舗平面図(毒物劇物保管場所を明示)及び毒物劇物貯蔵設備の概要
- 4. 毒物劇物取扱責任者設置届 (別記第8号様式)
- 5. 取扱責任者の診断書(診断日より3カ月以内のもの)
- 6. 取扱責任者の雇用契約書の写し(原本持参)又は使用関係証明書
- 7. 毒物劇物取扱責任者 (薬剤師・応用化学学課修了者・試験合格者) の資格を証明する書類 例:薬剤師免許証の写し (原本持参)、取扱者試験合格証の写し (原本持参)、卒業証明書等
- 8. (法人の場合) 登記簿謄本(発行日より6か月以内のもの)
- 9. 宣誓書(第5条関係及び第8条関係に該当しないことを証明するもの) ※第5条関係:開設者 第8条関係:取扱責任者
- 10 申請手数料 15,000円 (現金)
- ※伝票販売の場合は、2~7、9 (第8条関係) は不要です。

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務・生活衛生グループ

TEL 098-853-7963

FAX 098-853-7965

【窓口受付時間】

月~金曜日 8:30~17:15

※12:00~13:00は昼休みのため閉庁します。

※土日祝日はお休みです。